

鹿児島県警察職員の賞じゅつ金等の支給に関する規則及び同訓令の運用解釈等について（概要）

（平成10年11月5日 鹿監第237号）

本通達は、鹿児島県警察職員の賞じゅつ金等の支給に関する規則及び同訓令の運用解釈等に関する内容を定めたものである。

本通達の主な内容は、

- 賞じゅつ金等の要件
- 受傷者ほう賞金
- 上申手続

等である。